

現在、マイナ免許証等を保有しており、これからマイナンバーカードの更新等を行う方へ

- 過去に警察施設にて手続きを行い、マイナンバーカードに免許情報（運転経歴情報）が記録されている方がマイナンバーカードの交付申請を行う場合は、**マイナ免許証等継続利用の申請**を行うことで、新しいマイナンバーカードがマイナ免許証（マイナ経歴証明書）となった状態で市町村窓口で受領することができます。
- マイナ免許証等継続利用を申請するためには、
 - ① 警察に署名用電子証明書を提出済みであり、
 - ② マイナンバーカードの更新、追記欄の余白がない時に
 - ③ マイナンバーカードの交付申請を
個人番号カードオンライン申請サイトから行って
 - ④ マイナ免許証の免許情報記録番号を正しく入力することが必要です。

△ マイナ免許証等継続利用を申請しない場合、新しいマイナンバーカードに免許情報が記録されませんので、

- **新しいマイナンバーカードのみを携帯して自動車等を運転することができなくなる**
- **新しいマイナンバーカードを再びマイナ免許証とするためには、警察にて1,500円の記録手数料を支払うこととなりますので、ご注意ください。**

- マイナンバーカードの交付申請書に印刷された二次元コードからオンラインでの申請をお願いします。



オンライン申請で入力する免許情報記録番号は、必ずマイナ免許証読み取りアプリで読み取った番号を入力してね！

←マイナ免許証読み取りアプリはこちらから

